町長の今日

8月20日、益城町みんなの夏祭りで、主催者を代表しあいさつをする住永町長

8月16日から9月15日までの

主な動き

8月

16日：予算査定
17日：課長会議
18日：陳情
　国道443号線整備促進期成会通常総会
19日：民協例会
20日：第39回みんなの夏祭り
22日：熊本空港ビルディング株式会社取締役会
23日：ＪＡかみましき西瓜部会反省会
　上益城中央地区中山間地域総合整備事業推進協議会総会
24日：町国民健康保険運営協議会
25日：町地域密着型サービス運営委員会
　町地域包括支援センター運営協議会
26日：上益城広域連合正副連合長会議
　上益城広域連合議会定例会
　第１回益城町健康づくり推進協議会
27日：上益城郡ＰＴＡ連絡協議会ビーチバレー大会
　町平田ふれあいキャンプ

9月

１日：事務連絡会議
５日：金婚夫婦表彰式
６日：町議会定例会
７日：町議会定例会
８日：町議会定例会
９日：町議会定例会
10日：消防団小型ポンプ引渡し式
　第20回高遊原南消防組合管内消防団・消防職員親善ソフトボール大会
　町公民館講座防災講演会
11日：第36回高遊原相撲大会
12日：町議会定例会
13日：町議会定例会
14日：肥後銀行木山支店起工式
15日：百歳表彰

かしこい消費者

こんな場合は、どうすれば？

公正証書を作るとき

熊本県消費生活センター　☎383-0999
役場住民生活課　消費生活相談窓口　☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員　遠山美智子 ☎286-4125　大塚慶子 ☎286-4792
冨田セツコ ☎286-6525　吉村静代 ☎286-5914

公正証書の役割

契約や遺言などは、公正証書にしておくと、法律的に要件を満たした書類が長期間証拠として保存されますから、将来紛争が起きにくくなります（公正証書の紛争予防機能）。また、お金を支払う約束を公正証書にしておくと、不履行の場合には判決と同じように強制執行できるという強力な効果が生じます（公正証書の紛争解決機能）。そこで、契約や遺言のうちでも大切なものは公正証書にしますが、もともと確実な契約にしておくことが必要な、任意後見契約や事業用定期借地権設定契約のように公正証書でなければ効力のない契約などもあります。

公正証書の作り方

公正証書は、公証人に依頼して作ってもらいます。公証人は各地にある公証役場で執務していますから、そこに出向き、当事者または代理人（遺言の場合は遺言者と証人）と公証人が、署名押印してできあがります。署名押印のある原本は公証人が長期間保管し、当事者には正本（または謄本）が渡されます。

まず公証役場に相談して

公正証書や作成手数料について分かりにくい部分は、まず公証人に相談してみてください。公証人は法務大臣が任命する実質上の国家公務員であり、公平な立場にある法律の専門家として、相談にとどまる限りは無料で対応し、多くの公証役場では電話相談も可能です。日本公証人連合会の*ホームページには、公証業務に関する分かりやすい情報が掲載されています。

（国民生活センター発行「くらしの豆知識」より）

＊「日本公証人連合会」
http://www.koshonin.gr.jp